



千葉労働動向

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話(鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043(222)7207 番

94.7.20 No. 4030

東京高裁民事14部の結審弾効

7月19日清算事業団控訴審

高裁自からが裁判制度を否定したに等しい暴挙だ

一、昨日、一五時から開かれた清算事業団控訴審公判(JR採用差別事件)において、東京高裁民事一四部越山裁判長は、突然結審を宣言し、裁判の打切りを強行した。

一番に続いて一人の証人調べすら行なわなままの結審である。こんなことが許されるのか。弁護団は、次々と発言に立ち、猛然と抗議、結審の取り消しを求め、証人調べの必要性を訴えた。

しかし、越山裁判長は、何ひとつ理由も言わないまま再度結審を通告するやきびすを返し、逃げるように法廷から立ち去った。法廷は怒りにうずまいた。

有り余る証拠が目の前に積み上げられていながら、これを一切調べようともしないなどということは、裁判所自ら裁判制度を否定したに等しい暴挙だ。審理を尽くすどころか事実を調べることそのものを一切拒否し、裁判所としての最低限の任務すら放棄したのだ。労働者から裁判を受ける権利そのものを奪ったのだ。

二、実際、ことがらの性格からいって、清算事業団公判は、他の裁判にもまして厳密かつ徹底した事実調べの必要性をもつ裁判である。何故ならば、国鉄分割・民営化の過程で、膨大な国家的不当労働行為が吹き荒れたこと、そして、その頂点をなすものがJR「採用」差別事件であったことは、すでに公知の事実だからである。

しかも、現代日本の労使関係史上においても、その規模と政治的背景から見て、古今未曾有の重大な事件である。本来ならば、裁判所は、その事実の全てをつぶさに調べ、明るみに出さなければならぬはずだ。そして、この事実から照らしだした

ときに、「国鉄改革法」という「法」の本質が、「法」ならざる国家の名による不当労働行為の制度化に他ならなかったことが、一点の曇りもなく明らかになるのである。

三、東京高裁もこのことを百も承知している。承知しているがゆえに、突然の審理打切りによって事実を闇にほうむろうとしたのだ。まさに、政治的結審である。背後にあるのは明らかに国鉄清算事業団闘争を圧殺し、国鉄労働運動を解体せんとする権力の意志に他ならない。昨年の一・二・二四中労委命令と、これを契機として一挙に激化した国鉄労働運動解体攻撃と軌を一にした攻撃である。

支配階級は、国鉄分割・民営化攻撃が、あらゆる面において破綻したその惨情にあえぎながら、九一年運政審路線のもとに、有事即応型、対外侵出型鉄道政策への抜本的転換を画策している。

それゆえにこそ、再度、国鉄労働運動解体の大攻撃にうって出たのだ。国鉄労働運動が、あらためて日本労働運動の焦点に押し上げられようとしている。そして、われわれの側には、一〇〇〇名の清算事業団の仲間を先頭に、この一〇年間の未曾有の攻撃にかちぬいた自信と確信がある。われわれは、絶対に屈しない。否、この闘いが火花となって全国の労働者の怒りを結集し、日本労働運動の再生をかちとるのだ。

われわれは、今回の東京高裁の反動的結審を断固弾効するとともに、勝利判決をかちとるためにさらに全力を挙げて闘いぬくものである。